

令和7年度京都府政情報発信に係る動画編集等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度京都府政情報発信に係る動画編集等業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

3 趣旨

本府が運用している京都府公式 YouTube チャンネルを活用し、京都府政情報発信を行うことで、主に府内の若い世代への訴求力を強化することを目的とする。

4 業務概要と流れ

(1) 業務概要

京都府が関連する行事に係る情報発信のために動画の編集等、納品を行うもの。

なお、府政情報を速やかに府民へ届けるという観点から広報課職員による撮影から京都府公式 YouTube チャンネルへの動画の公開までは10開庁日を目安にスケジュールを組むこと。

(2) 業務の流れ

- ① 京都府職員が広報課所有の撮影機材を用い、行事の撮影を行う。
- ② 京都府職員が撮影したシーン等のデータを当日の行事概要がわかる資料とともに、京都府が指定する所定のフォルダ（Microsoft OneDrive 等）に格納する。
- ③ 受託者は格納された動画の編集を行う。
- ④ 受託者は編集完了後、確認用動画を京都府へ提供し、京都府からの修正指示があれば都度、対応する。（回数の制限は設けない）
- ⑤ 京都府での動画確認が完了後、受託者はサムネイル、ディスクリプション等のメタデータを所定のフォルダに格納（Microsoft OneDrive 等）する。なお、京都府から修正指示があれば都度対応する。
- ⑥ 受託者は該当する動画を京都府公式 YouTube チャンネルにアップロードし、公開設定を行う。
- ⑦ 受託者は動画の公開後、速やかに YouTube 広告の出稿業務を行う。

5 主な業務内容

(1) 京都府の関連行事についての動画編集等業務

ア 動画編集業務について

- ・編集本数は60本とし、動画の長さは1分～2分程度とする。
- ・京都府が撮影する動画データ等は、行事ごとに数やワンシーンごとの動画の長さが異なることを考慮し、編集を行うこと。

- ・BGM やテロップを入れるとともに必要に応じて、出演者のコメントを活かした動画にする等、視聴者にとって見やすい動画に編集すること。
- ・動画の編集日は、あらかじめ京都府と協議を行うこと。
- ・京都府から撮影データ納品後、7 開庁日以内に確認用動画を京都府へ提供し、修正指示があれば対応すること。なお、確認用動画の京都府への提供方法は、受託者所有の YouTube チャンネルにアップロードし該当する URL をメールで送付する等、速やかに確認できるような方法で提供すること。
- ・動画の質の向上に寄与するようなメタデータ(※)を動画公開までに作成すること
なお、京都府から修正指示があれば都度対応すること。
※メタデータとは、動画の説明文（ディスクリプション）、サムネイル、タグ、タイトルを指す。

イ 動画納品及び公開業務

- ・京都府による確認が完了した動画及びメタデータは、所定のフォルダ（Microsoft OneDrive 等）に格納し、速やかに京都府公式 YouTube チャンネル上に公開設定すること。
- ・公開設定の際は、公開日や終了画面の詳細を設定すること。なお、公開日等の設定内容の詳細については京都府と協議の上、決定すること。

ウ YouTube 広告の出稿業務

- ・アで編集した動画 1 本につき、2,000 回以上の再生回数が確保できるよう YouTube 広告を行い、京都府公式 YouTube チャンネルの周知徹底及び登録者数増加に向けた取組を行うこと。

(2) 京都府職員向け動画撮影研修業務

京都府職員が円滑に動画を撮影できるように動画撮影の研修を 1 回以上実施すること。

(3) 業務を遂行するにあたり、京都府から修正等の指示があった場合は、都度、対応すること。

6 打ち合わせ

受託者は、業務の遂行にあたり、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

なお、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で京都府とやりとりを行い、対応するものとする。なお、受託者は、広報課の指示により、打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに府に提出するものとする。

7 業務執行体制

本業務を円滑に遂行するため、以下の人員を配置すること（兼務可）

- ・京都府広報課との窓口担当者 1 名
- ・動画の編集担当者 2 名
- ・サムネイル・ディスクリプション等のメタデータ作成者 1 名
- ・京都府公式 YouTube チャンネルのエンディング設定業務従事者 1 名

- ・京都府職員向け動画撮影研修業務担当者 3名
- ・YouTube 広告の出稿業務担当者 1名

8 成果物及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果は、原則として府に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解無く公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

9 その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、府と協議して定める。